生駒山麓公園 (テニスコート)

仕様書

# 生駒山麓公園(テニスコート)仕様書

生駒山麓公園テニスコートについて、指定管理者が行う業務の内容及びその 範囲は、この仕様書による。

#### 1 休場日

- (1) 火曜日(6月1日から9月30日までの期間を除く。)。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日が火曜日にあたる場合は、この限りでない。
- (2) 12月27日から翌年1月5日までの期間。
- (3) 指定管理者が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館若しくは休場とした場合。

(ただし、臨時に休館若しくは休場する場合は、あらかじめ生駒市に報告すること。)

#### 2 開場時間

午前9時から午後9時までとする。

## 3 受付時間

休場日を除く午前9時から午後5時15分までとする。

## 4 業務内容

スポーツ、レクリエーション等、体育施設がもつ様々な機能を十分に発揮させ、市民が施設を利用しやすいようにサービスを向上させるものとする。

#### (1) 施設の運営に関する業務

適切な利用案内を行うとともに、使用の承認にあたり公平性を確保すること。

① 予約・受付業務

ア 使用の 2 ヶ月前の日から使用当日までの使用申請(抽選会分を除く) 及び取消申請の受理並びに使用許可書の発行に関すること。

(ただし、減免申請等は除く。)

なお、奈良電子自治体共同運営システム(e 古都なら)による施設予約、許可及びインターネット上の施設予約情報の公開については、従前どおり実施すること。

イ 土、日曜日、祝祭日の予約は、当該月の2ヶ月前の第1日曜日の午前 10時から(受付は午前9時30分から)抽選会を開催すること。

(ただし、抽選に参加できるのは中学生以上の市民で、予約の範囲は 1時間帯(2時間)のみとする。この場合の申請方法は、抽選会当日か ら次の土曜日までに申請させ、申請がない場合はキャンセルしたもの とみなし、予約を取り消すものとする。)

ウ年始等の複数日申請に関すること。

(年始等で複数の申請日が1日に集中する場合は、抽選会等の方法を用いて申請者を決定する。この場合は、1日につき1団体1名の抽選会参加者を確保する。なお、抽選終了後に空き日がある場合は、先に申請した者に使用させるものとする。)

- エ施設予約情報の公開に関すること。
- オ 雨天等、天候不良により施設の利用が不可能と判断した場合の予約 者への連絡及び振替又は使用料還付事務に関すること。

(雨天等の天候不良の場合は、1時間帯の最初の30分間以内に使用するかしないかを使用者に判断してもらい、中止と判断したときは、雨天振替か使用料の還付のどちらかを使用者が選択するものとする。)

- カ 使用開始時間の前後 15~30 分間は電話での問い合わせに出られるように職員を配置すること。
- キ 電話での施設の空き情報や受付方法等の提供に関すること。 (ただし、電話での仮予約はしないものとする。)
- ク 業務日誌により特記事項等を毎日記帳し、施設使用予定表・使用実績 報告書を添付し、定期的に生駒市に提出すること。
- ケ 年間日程調整会議により割り当てられた大会等に関しては、期日前に 仮予約した後、通常の期日内に申請を受け付けること。

(ただし、予備日の設定がある場合は、大会等が雨天等の天候不良により中止になった時点で予備日分の申請書を提出することを原則とするが、申請の手間を省くために、大会分と同時に予備日分の申請書を受理することも可能とする。この場合は、許可書を即日発行せず、大会等が中止になった時点で許可書を発行するものとする。大会が実施され、予備日が不要となった場合は、予備日を使用する権利は消滅するものとする。予備日の消滅後、空きになった日の予約については、大会開催日の翌日の午前9時から通常の申請方法により受け付けるものとする。)

- ※年間日程調整会議:生駒市内の各体育施設の貸出し運営をスムーズ にするための会議。
- コ 現行では、生駒市内の各体育施設(グラウンド・野球場、テニスコート、体育館等)における予約状況の確認及び使用申請の受理等を行っていることから、その内容について調整・協議を行うこと。
- ② 使用料徵収義務
  - ア 使用料を(附属設備を含む)を徴収し、使用者に領収書を交付すること。
  - イ 帳簿等を用いて使用料収入を整理すること。
  - ウ 指定管理者は、市の収入となる使用料の徴収事務を行う徴収事務受託 者として、使用者から使用料を徴収し、市の指定する金融機関等に払 い込むこと。

#### ③ 使用料の減免

ア 指定管理者は、市が定める条例等に適合する場合には、使用料を減免すること。

#### ④ 防犯·防火対策

ア 施設の出入り口門扉の施錠・開錠等の点検や確認及び鍵の適正な管理を行うこと。また、退場時には特に火気の始末に留意すること。

イ災害時は、市民の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこと。

## ⑤ 使用者指導・事故の防止等

ア 危険な行為による事故の防止や他の使用者への迷惑行為の防止のための使用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行うこと。

イ 使用後の片付け及びコートの軽整備は使用者自身で行ってもらうよ う指導すること。

#### ⑥ 使用の制限

次のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しないこと。

- ア 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- イ 営利を目的とするとき(指定管理者が特に必要があると認める場合を 除く。)。
- ウ 施設を汚損するおそれがあるとき。
- エ 管理上支障があるとき。
- オ その他指定管理者が不適当と認めるとき。

## ⑦ 緊急対応体制の確立

ア 災害・事故等が発生した場合は、被害者の救済、保護など必要な措置を講じるとともに、市民の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導等必要な措置を講じること。

イ 重大な事故については、直ちに書面で市に報告し、その指示に従うこ と。

#### ⑧ 管理報告書

ア 1日の業務内容(点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等)や市民対応などの特記事項を記した日報等を作成すること。

#### (2) 施設の維持管理に関する業務

利用者が安心して、快適かつ楽しく施設を利用できるように適正な状態に維持すること。

## ① 日常管理業務

ア 日常的に開場前に行う業務として、本体及び付帯施設の点検(ネット類の保守点検やコートブラシの点検等)及び清掃(クラブハウス内の事務所・トイレ等の清掃、クラブハウス及びテニスコート周辺のごみ

拾い等)を行うこと。

- イ コート等の最終使用者はネットを管理事務所に返却するよう指導すること。
- ウ 定期的に設置器具等の点検(照明灯の不点等)を行い、不具合がある場合は早急に対処すること。
- エ 定期的に行う業務として排水施設の泥上げ、コート砂の補充及び敷き 均し等を行うこと。
- オ プロパンガスの使用状況を常に把握し、適正に管理、補充すること。
- カ 花壇及びプランターの管理として、苗の植え付け・灌水・施肥・病害 虫防除と予防及び除草等を適宜行うこと。

## ② ごみの分別処分

ア施設から発生したごみは分別収集して処分すること。

## ③ 注意報・警報等が発令された場合の対応

ア 荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定・収納を行うこと。 イ 荒天後は施設を巡視し、災害の有無を点検し、重大な事故がある場合 は速やかに生駒市に報告を行うとともに二次被害を引き起こさないよ う処置を行うこと。

- ウ 光化学スモッグ等注意報が発令した場合は園内アナウンス放送等により、施設利用者に注意を喚起するとともにその旨を掲示すること。
- エ 光化学スモッグ警報が発令された場合は園内アナウンス放送等により、施設利用者に警告するとともにその旨を掲示し、施設利用者を屋内へ避難させ閉場とすること。

## ④ 管理に関する留意事項

ア 管理棟外に指定喫煙場所を設け、指定喫煙場所以外の施設内は、禁煙とすること。

- イ 施設内にごみ箱は設けないこと。
- ウ 大会時等のゴミの持ち帰りを指導すること。

#### ⑤ 夜間照明カードの販売等

ア テニスコート内の夜間照明を利用する場合は、夜間照明カードが必要 であるため、その販売を行うこと。

(夜間照明カードはカードリーダーに差し込んで使用する。)

イ 使用済の夜間照明カードの回収及び再利用を行うこと。

(使用ポイントがなくなると、自動的にカードリーダー内に夜間照明カードが取り込まれるため、カードの回収作業を行う必要がある。なお、一度カードリーダーに取り込まれた夜間照明カードについては、使用ポイントが初期状態となり、再使用することができる。)

- ウ 夜間照明カードの定期的な補充を行うこと。
- エ カードリーダーの故障等が発生した場合は、速やかに強制点灯作業を 行うこと。

※販売したカードについては、生駒市内の各体育施設で利用することができるものであるが、これに伴う精算は行わないものとする。

## 5 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、法令等に定めのある場合を除き、生駒市と協議し、決定すること。

## 6 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の事項に留意して円滑に実施するものとする。

- (1)公の施設であることを念頭において、公平な運営をすること。
- (2)指定管理者が施設の運営管理に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、生駒市と協議を行うこと。
- (3)各種規程がない場合は、生駒市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (4) 抽選会を実施する場合において、自動車で来場した者があるときは、抽 選会終了後の帰路については、信貴生駒スカイラインを利用するように 協力を依頼すること。